

令和5年11月29日

回答書

(広告付き地図案内掲示板設置事業)

北九州市小倉南区役所総務企画課
北九州市八幡東区役所総務企画課

受付期間中に提出のありました質疑書について、下記のとおり回答します。

記

| 質疑内容 |
|---|
| <p>① 必要な書類「市税に滞納がないことの証明」ですが、所在地が北九州市でない場合は不要ですか。</p> <p>② 必要な場合、本社（他市）のものになりますか？</p> |
| 回 答 |
| <p>① 所在地が北九州市内・市外を問わず、北九州市において市税に滞納がないことを確認するため、「市税に滞納がないことの証明」を提出していただく必要があります。</p> <p>② 証明を受けていただくのは、今回契約する事業者となります。</p> <p>契約いただくのが支社であれば、本店ではなく支社名義で証明を取得してください。</p> <p>取得方法等については、下記の URL をご参照ください。</p> <p>【市 HP】 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/zaisei/file_0083.html</p> <p>※なお、窓口請求と郵便請求とで、必要書類が異なります。</p> <p>事前に、電話等でご確認ください。</p> |